



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の子ども(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

子ども1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が必要**ですので、必ず裏面の支給手続き
をご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間:平日9:00~18:00)

■ 壮警町住民福祉課

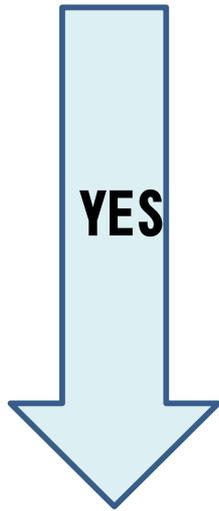
「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

0142-66-2452

(受付時間:平日8:45~17:30)

3. 高校生のみ養育している方のフロー図

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)



② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？



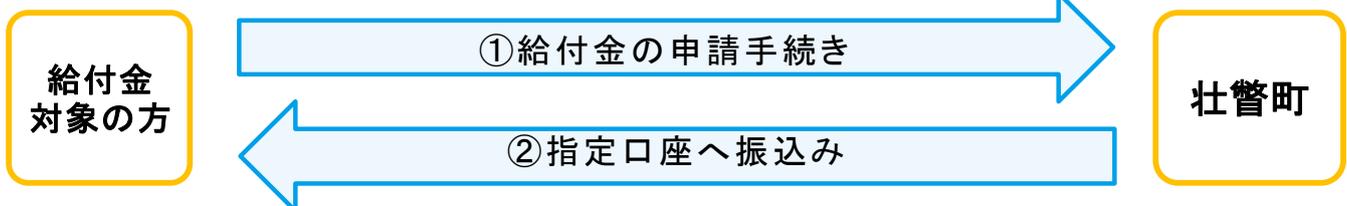
支給要件を満たす場合、
申請は**不要**です！

※ 児童手当又は特別児童扶養手当の
口座に振り込まれます。

支給要件を満たす場合、
住民福祉課子育て支援係で
申請を行ってください！！

4. 手続きの流れ

- ▶ 申請に必要な用紙は、壮警町のホームページからダウンロードいただくか、住民福祉課子育て支援係にご請求ください。
- ▶ 申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともに、住民福祉課子育て支援係に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して、指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、壮警町役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。